

目 次

第7回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第7回大宜味村議会定例会会議録（6月30日）	3
第7回大宜味村議会定例会会議録（7月1日）	9
第7回大宜味村議会定例会会議録（7月4日）	19
第7回大宜味村議会定例会会議録（7月5日）	23

第7回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和58年6月30日

会期6日間

閉会 昭和58年7月5日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月30日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第37号～議案第44号 (検討) 報告第1号～報告第2号 (報告)
7月1日	金	本会議	午前10時	議案第38号～議案第45号 (検討)
7月2日	土	休 会		
7月3日	日	休 会		
7月4日	月	本会議	午前10時	陳情第12号、陳情第21号 (検討) 決議案第7号 議案説明、質疑、討論、採決
7月5日	火	本会議	午前10時	一般質問 陳情第12号 議案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和58年6月30日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和58年6月30日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年6月30日 午後3時55分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会 事務局長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第37号 国頭地区消防組合同規約の一部を改正する規約について

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第42号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

日程第9 議案第43号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第10 議案第44号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第11 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第12 報告第2号 昭和58年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第7回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、2番 金城隆好君、3番 宮城功光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から7月5日までの6日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決定いたしました。

日程第3 議案第37号から日程第12 報告第2号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第37号について、第4条中「国頭村字辺土名121番地」を「国頭村字辺土名1727番地」に改めたい。それから「国頭地区消防組合消防本部内に置く」を「国頭地区消防本部内に置く」にそれぞれ改めたい。これは組合本部の移動に伴う改正であります。

議案第38号、昭和58年3月11日招集の昭和58年第4回定例会において議決が求められないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告して承認を求める。

議案第39号、昭和58年3月11日招集の昭和58年第4回定例会において議決が求められないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告して承認を求める。

議案第40号、昭和58年3月11日招集の昭和58年第4回定例会において議決が求められない

ため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し承認を求め
る。

議案第41号、昭和58年3月11日招集の昭和58年第4回定例会において議決が求められない
ため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告して承認を求
める。

議案第42号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,141千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,513,430千円とする。

細部につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第43号、予算総額に変わりはなく、節の組み変えでございます。

よろしく願いいたします。

議案第44号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ87,867千円とする。

内容につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしく願いいたします。

報告第1号、昭和57年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰
り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

報告第2号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和58年度沖縄県町村土地開
発公社事業計画書を別紙のとおり報告します。

本村は支社でございまして、本村にかかる事業はございませんが、何かありましたら担当
課長の方から説明をいたさせます。以上、説明を終ります。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時44分）

再 開（午後3時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議案第37号の質疑はないものと認め省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号の質疑は省略されました。

これより議案第37号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 国頭地区消防組合理約の一部を改正する規約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後3時55分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和58年7月1日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年7月1日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年7月1日 午後2時56分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第2号）

日程第1	議案第45号	謝名城林道開設工事請負契約について
日程第2	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて
日程第3	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて
日程第4	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて
日程第5	議案第41号	専決処分の承認を求めることについて
日程第6	議案第42号	昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
日程第7	議案第43号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第8	議案第44号	昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第45号を議題といたします。

12番、3番退場。(午前10時01分)

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第45号について説明いたします。

契約の目的、謝名城林道開設工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、44,300千円。
契約の相手方、大宜味村字塩屋122番地、宮太組、宮城太郎。本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたします。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩 (午前10時04分)

再 開 (午後1時13分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

12番入場。

これより議案第45号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

3番入場。(午後1時14分)

日程第2 議案第38号から日程第8 議案第44号までを一括議題といたします。

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第40号の質疑に入ります。

発言を許します。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第42号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 5番（宮城長雄君） 林業総務費の報酬は当初計上されてないわけですが、当初は払下げ調整委員会の招集はないものとして計上されてなかったのかどうか。
- 助役（仲村順三君） いろいろとぎまぎれておりまして当初に計上してございません。それで6月に対応しようという内部的な話し合いで今回計上しております。
- 5番（宮城長雄君） 当初予算でとぎまぎれてと言っていますが、予算編成は慎重にしなければいけないと考えていますが村長の考えをお聞きいたします。
- 村長（新城繁正君） 要求段階では出てまいりませんで財源を調整してまいりますと要求に収入が追いつかないと、それで財産をどのように求めるかということで、実は財源確保という点から、確かにこれは配慮が足りなかったということは申し訳なかったと思います。
- 1番（平良森雄君） 一般管理費の9節の特別旅費は群馬国体の派遣費だとお伺いしたんですけど、どういうメンバーを派遣なさるんですか。
- 総務課長（崎山勝正君） 特別職1人、一般職から2人、建設関係の担当職員が適当でないかと考えているわけです。
- 1番（平良森雄君） これは漕艇を中心にした視察に行くと思いますが、現在漕艇に対する取り組みというのがなされておりますか。
- 村長（新城繁正君） 内定をしたということは決定に近いということでありますので、今回の予算措置は次の定例会までは間に合いませんので多少財源はやりくりいたしましたけれども派遣をしようと、そしてその人員は当然これから本村において漕艇と直接かかわる方々を選考して派遣しようということでお願いしているわけです。
- 13番（松島重克君） 監査委員費について補足説明でこの補正についての説明をお聞きしたわけですが、その時点で現在までも相当時間外勤務をやっているんだがその分まで予算が計上出来ないの、その分についてはお願いをして奉仕をしてもらったというお話をお聞きしているわけです。今回補正されているのは今後のものだというようなお話でございましたが、そういう処置ではたしていいのかどうかお尋ねしたいわけでありませう。
- 総務課長（崎山勝正君） 確かにそのような処置は正しいやり方ではないというふうに申し上げます。ただ現在の給与の支払いがその月々となっているものですから過去のものについて支払いが出来なくなっているという形から、これからの予想のものを補正で組んでいるということでございまして、確かにこういうやり方というのは申し訳なく思っています。
- 13番（松島重克君） 過去のものについては支払いすることは出来ないということではありますが、正しくない処理の仕方がそのまま通るといことはどうかと思います。打開策はないわけですか。
- 総務課長（崎山勝正君） 私としても何とかやらなければいかんということで5月に一

般管理費からでも補って置いて補正後に埋め合わせは出来ないかと担当職員とも相談したわけですが、その時に担当職員も予算がない時に我慢しますから次の補正ですてから願いますという好意約な意見があつて、それでは我慢して下さいとやったわけで、その職員には無理なことを強いたということで大変申し訳ないと思っています。

正しくないやり方をやって来たということでこれから気をつけていきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） 村長にお伺いいたします。只今、総務課長からそういうようなお話がございしますが、役所の給与支給の段階ではたしてこれでいいのかどうか村長の見解をお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 救済が条例規則に照して難かしいというお答えだと思つていますが、手当が遡及出来るかどうかという問題等が出て来ると思つてますので、これは当然命令をして超勤させるということになりますので、その辺のかね合いを十分検討いたしまして、なるべくそのような方向で検討してみたいと思つてます。

○ 3番（宮城功光君） 予算案の中に大分傭人料がありますが、傭人の方法についてお聞かせ願いたいと思つてます。

○ 村長（新城繁正君） 賃金で傭人をするわけでございますので、一応は総務課長との協議という建て前は採つていますが、現在のところ合議をするというのが原則でございますが、各課でこれまでの経験や仕事の内容によりまして調整をしてやつてるのが現状です。これが長期にわたつての補充とかの場合は原則として一応総務課長の段階で調整をして長或いは助役までの決裁を経てという原則論を立てています。

○ 3番（宮城功光君） 短期長期とありますが、どの程度から長期となるわけですか。

○ 村長（新城繁正君） その仕事がそれ相当の専門的な知識を要するというような場合は、我々のところでは大体3か月以上で、普通の場合はまたその人をお願いするという形で、仕事の内容によりましては期間を考慮しているということです。

○ 3番（宮城功光君） 村民の不満が多々聞こえるわけです。これまで使つていたからと言ってその人をお願いするというのも村民からすると片ちんばなやり方ではないかという声も聞こえるわけです。そういう面を無くする面から今後は区長を通して各部落に呼びかけるというお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 長期にわたつてその人が賃金も保障されてという場合は今までも区長を通じてやつてゐるわけです。

やはりいろんな角度から要請もございします。ある一定の期間はそれだけの収入もあるわけだから、例えば寡婦を使つてくれという要請もあります。我々としてもそういう方向は一応基本として持っています。仕事の関係もありますので誰でもというわけにはいきませんが努

めて配慮しながら検討したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第43号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第44号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時00分）

再 開（午後2時48分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番退場。

これより議案第45号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 謝名城林道開設工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第38号の討論に入ります。

3番入場。(午後2時49分)

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第40号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第42号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 昭和58年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時54分)

再 開 (午後2時55分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により明日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、明日は休会することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後2時56分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和58年7月4日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年7月4日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年7月4日 午後3時57分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 陳情第12号 村工事の発注について

日程第2 陳情第21号 大型間接税（新一般消費税）導入反対、大幅減税、申告納税制度改悪反対などを要求する陳情書

日程第3 決議案第7号 大型間接税（新一般消費税）導入反対、申告納税制度改悪反対、大幅減税の実施、並びに核兵器の全面禁止を要求する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（玉城一昌 君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第12号及び日程第2 陳情第21号を一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時55分）

○議長（玉城一昌 君） 再開いたします。

おはかりいたします。

この際日程の順序を変更し日程第2 陳情第21号を先議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第2 陳情第21号を先議することに決しました。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略し、直ちに採決することに決しました。

これより陳情第21号 大型間接税（新一般消費税）導入反対、大幅減税、申告納税制度改悪反対などを要求する陳情書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第7号が提出されています

この際これを日程に追加し直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第7号を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第3 決議案第7号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略し、直ちに採決することに決しました。

これより決議案第7号 大型間接税(新一般消費税)の導入反対、申告納税制度改悪反対、大幅減税の実施、並びに核兵器の全面禁止を要求する決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後3時57分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和58年7月5日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和58年7月5日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年7月5日 午後4時23分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
収入役	金城清君	建設課長	古我知清君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	照屋林克君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 一般質問

日程第2 陳情第12号 村工事の発注について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により順次質問を許します。

- 13番（松島重克君） 従来までは村内建設業者の育成ということを目にしたわけですが、最近これが余り聞かれなくなっております。しかし、関係業者におかれましてはそういう要望がかなりあるようでありますので、こういう建設業者に対する育成策でもお考えであればお聞かせ願いたいと思います。

- 村長（新城繁正君） かねてこのようなことにつきましては努めて村内建設業者を育成する方向で進めてまいりますというお答えを申し上げた経緯もございます。

今後とも育成については十分に配慮していきたいという姿勢には変わりはありません。

- 13番（松島重克君） 育成策は必要だというお話であります。何故こういうことをお聞きするかというと陳情書が出ているわけです。当局にも多分出ているのではないかと思います。そこでこの陳情書に対する回答がされておるならばその内容を、もし回答がまだならばこの陳情書に対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 村長（新城繁正君） 陳情書をいただいております。その内容につきましていろいろ検討しているわけですが、陳情に対する答えは時間をかけないと難しい問題をかかえているようなことで目下検討をしているところでございまして、陳情に対する返答は検討中というところでございます。

- 13番（松島重克君） この陳情書の意とするところは、およそ村の発注する工事は村内業者だけ指名して欲しいというように受け取っておりますが、当局はどのように受け取っておりますか。

- 村長（新城繁正君） そのように受け取っております。

- 13番（松島重克君） 仮りではありますが、もし村内業者だけ指名して工事を落札されるということになりますと、はたして村内業者だけで村発注の工事を処理出来るのかどうか。その辺は当局としてどのように見ておられるのかお伺いしたいと思います。

- 村長（新城繁正君） この辺で大変悩んでいるわけですし、村内に在住する業者だけで村が発注する総ての事業が出来るかどうかということについてはいささか疑問を持っています。また、これまでの凝り固まりからいたしましても技術とか重機の装備などの面からいたしまして、現在の段階で総て村内業者に任せて十分であるということは申し上げられないのではな

いかと考えております。

○ 13番（松島重克君） 業者の指名まで村長が自らチェックしてやっておられるのか。或いは所管の課にある程度任すということでやっておられるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 係や課長から内容を聞きましてそれなりの判断をして、最終的には私の方で決裁をするということを現在やっているわけです。

○ 13番（松島重克君） それぞれの課でやっておられるようですが、一番詳しい建設課長にお伺いしたいと思います。

業者を指名する場合、事業の執行能力とか過去の実績などを検討なされていると思いますが、仮にこの陳情書の趣旨からしまして村内業者だけを指名してやるという方針でやるとなればはたして村発注の工事は十分消化出来るのかどうか。所管課長としての見方をお伺いしたいと思います。

もう1点は村内業者の育成策が村内業者だけの指名という育成方法が他にも見られるのかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 本村に指名参加願いの出ている業者が294社あるわけです。国の示した基準でもってこれの審査を行っています。業種には28業種あるわけです。その28業種のどれかに入らなければ指名に該当しないわけです。そうしますと本村では12業者しかおりません。指名の要件としましては金額において通達されておりまして、それに基づいて指名しなければならないわけです。そうすると本村に該当者がなければ当然村外業者もはめて来ないと入札が整わないということになるわけです。

本村の業者で土木関係は6社、建築関係だけが4社あるわけです。ですから建築を持っている業者が指名されないというのは土木の認可を受けてないわけです。ですから指名されないわけです。

ですから我々としては指導として極力土木までも建築までも両方認可を受けるようにと、その場合には実績も取らんといけないわけです。それで実績をどういうふうにするかということになりますと、法令上あるわけです。建築の免許を持ってなくても600万円までは土木業者がやる場合でも可能であるわけです。建築を持っている人が土木ですと200万円までしか出来ないわけです。そういうことで実績を上げてその認可をもらうというシステムになっておりまして、ですから本村の業者全体がそれに該当するというにはならんわけです。

ですから極力村内業者を優先にはしますが、指名要件に合わなければ会計検査で指摘を受けますので談合入札をさせたのではないかといろいろ出て来るわけです。ですから最低限の指名要件を満して現在行っているわけです。

去年の国の入札説明会では一般入札程度まで枠を広げなさいということがございましたが、

今度は建設審査会から問題提起がされまして前に戻されているようでございます。

北部関係で聞いてみますと、やはり本村みたいな市町村が多くて他市町村からも指名しなければならぬということがあるようです。そういうことで他市町村も極力地元業者を優先しているみたいですが、国頭村は業者が豊富でこの指名要件にも間に合っていると思うんです。そういうことで国頭村は他町村の業者を余り入れてないようです。

それで本村の場合に陳情書にも詫みみたいな条文もありますが、そういう状況は確かにあるわけですね。

ですからそういうところも陳情を出す以上是正してもらいたいと、我々として現場事務所へ行ったら元請けの人はいない、そして下請け手続きもされてないのに他の業者が事務所にいるという状況です。

そういう状況も是正してもらわなければいかんわけですね。更に本人に会いに行っても会えない、事務連絡も取れない、仕事の遂行上支障を来す場合があるわけですね。他町村でそういうやり方をした場合には契約破棄される状態にあると思うんです。ですから業者としてもその辺は十分理解していただいてももらわなければ困るのではないかと、私はそう思っているわけですね。

陳情内容にもこれを一部出しているようですので、その辺は業者の今後の反省の場になるのではないかと思います。

○ 13番 (松島重克君) 村内業者を優先した取り扱いをなされているということをお聞きしておりますので、従来からそういう姿勢が持続されているものと受け取ってよろしいですか。

又、今後も村内業者優先ということも考えているが、陳情書そのものずばりというようにはいかないと、そのようにお受けしてよろしいですか。

○ 建設課長 (古我知 清君) それはそのように受け取ってよろしいと思います。

我々が発注している中で村外業者が取っているのはわずかであり、今後も村内業者を優先して、悪い面は業者が是正していただきたいと思います。

○ 12番 (前田貞四郎君) 現在のフェンスは老朽化して非常に危険であります。村長は所信表明の中でも同施設を補修して教育環境の整備充実を図るよう努力すると表明されておりますが、当初予算にもないし今度の補正にもないわけですが、補修するお考えはあるんですかお伺いします。

○ 村長 (新城繁正君) 所信の一端として述べてございます。私としてはその予算をつけなさいということで調整したんですが、最終的に数字の調整の段階でもれたということで、補正等で早急に補修をやりたいと考えております。

○ 12番（前田貞四郎君） 教育委員会からその補修について村長に要求があったかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 要求書の中で出て来ているわけです。現場も調査して必要だという報告を受けまして、最終的にそのようにやろうということで私は所信でそのように申し上げたわけですが、数字がそれに伴ってなかったということで大きなミスを犯したということですが、姿勢といたしましては早急に改善すべきだと考えております。これはすぐ検討して遅くとも9月までには処理しなければいかんと考えているわけです。

○ 5番（宮城長雄君） 57年度は加工のジュース滞貨により多量のシークワサーが未収穫となり、農家に多大なる損失を与えております。数字を申し上げますと、57年度の植付けが90haで生産量が750トン、販売量が463トン、売上げ金額が32,727千円となっています。放棄された量が289トンで金額にしまして19,090千円で全量の約39%が放棄状態になって大きな損失になっておりますが、村として58年度の見通しはいかがですか。

今後の果樹栽培について村のお考えをお伺いいたします。

○ 村長（新城繁正君） 村民世論としてもこの対策をどうするかということで、要望もございませぬ。その原因はいろいろあるようでございませぬが、主に工場側の滞貨があつてそれを処理しない内に新に加工するという事は出来ないというのが主な要因であるようです。

村としてはそれが主な要因であるならば早目に滞貨を解消しなければいかんということで消費運動を県内県外を問わず関係機関と調整してやっているとございませぬ、その運動がやや功を奏していると受け取つていいのではないかと申します。

58年度につきましては1,000トン以上の収穫があるのではないかとの見方をしています。そうなりますと昨年並みの実績を維持するにしましても3分の2近くまで加工出来ないということになりますと、昨年の二の舞をするということになりますので、今のところ青切りにして県外に出荷する方法を検討しています。それから消費運動をもっと拡大してマスコミ等にもご協力を願つているわけです。そういうことで近い内に村内で生産者大会等も催しまして生産者の意識も高めていこうということで、いろいろな角度から特産品として愛用していただく努力をしているところでございませぬ。

○ 5番（宮城長雄君） 57年度の二の舞をしないように今後どうすればいいか。

○ 村長（新城繁正君） 日常生活の中に定着させて消費しないといけませんので、村内の各店舗には常備してもらつと、それから催しにも出してもらつと、そして系統機関についても愛飲してもらつと、併せて県外については物産展に参加して県外でも愛用してもらつような運動をこれから展開していかなければならぬだろうと、それから工場側の努力ももう少しやつて欲しいと、何とか販路を見つけ出して欲しいという要請活動もしなければいかぬだろうと思います。そういうことが出来ればある程度明るい見通しを持つことが出来るのでは

ないかと考えているわけです。

○ 5番（宮城長雄君） 高接ぎなどのお考えはないですか。

○ 助役（仲村順三君） シークワサーについては高接ぎということは考えたことはございません。試験場などからもそういう話は聞いたことはございませんが、旋定や管理の徹底の面で対応していきたいと考えております。

○ 4番（知念亀次郎君） 自治法の219条の2項によりますと、予算が議会の議決を得て成立した場合は長はその要領を住民に公表しなければならないとありますが、去年はどのような方法で公表されましたか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 昨年は村広報を発行することが出来ませんで広報による公表はしておりません。掲示板に告示はしております。

○ 4番（知念亀次郎君） 今定例会において文書広報費として20万円が補正されていますね。説明によると広報の準備中ということでしたが、村民は関心を示しておりますので今度発行する広報に予算の公表も含まれていますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 今年におきましては近い内に予定している広報紙に公表を予定しております。その中には予算の歳入歳出を載せるつもりで原稿も準備してございます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時54分）

再 開（午前11時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（平良 実君） 毎年夏になると海水浴や潮干狩に村におとずれる人が増大していますが、海岸地域に公衆便所が少ないために不自由を来しており、又、海岸地域の住民も迷惑をしているような現状でございますが、当局として増設するお考えがないかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 現在のところ増設する考えは持っておりません。

これは国道の改修とも関連がございますので、住民に迷惑がかかるということであればまったく考えないということではいかんでしょうから、今後検討していきたいと思っております。

○ 9番（平良 実君） 余り痛切にお感じでないようですが、地域住民としては非常に迷惑をしているわけです。海岸国定公園でもございますし、そういう面でも折衝されて造る考えはないかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 公衆便所を設置するにしても管理運営や予算的にも村として苦勞しているという実情もあります。県の補助などで公衆便所が出来るのかどうかということについてもまだ調査しておりませんが、一応観光連盟とかの機関に聞いてみてそういう処置が

出来るならば我々としても積極的にそれに協力していきたいと考えております。

○ 1番(平良森雄君) 去った10月定例議会の村長の答弁の中で検討するということがありました。区民としてはこの地にしか農地がない。ここに道を造ってくれというのは切実なる要望なんです。10月議会の後どのように取り組みましたか。又、どのように進展しているのか。

○ 経済課長(平良 晋君) 採択基準の問題と水源地の問題が現在問題とされる場所なのですが、現在の農道整備の採択基準からしますと適合しない道路でありまして、村づくり方策の説明会等におきまして、部落の懇談会でもそういう説明を行っているところでございます。そういうことでもし農道等を整備することにおきましては、方法としまして農地造成等の事業をセットにして農道を整備したらどうかというような提案もしたところでございます。現在の補助要綱では農道の整備は難しいのではないかと思います。

○ 1番(平良森雄君) 先程の農地造成ということがありますが、みかんが入っていてなかなか難しいわけです。農道が出来なければ林道としては出来ないものか。5月16日に林業事務所に行って相談をしたわけですが、もしそういう切実な問題があれば何とかやりましょうという返事があったわけです。だから村がそういう計画をやれば出来るのではないかと思います。どうですか。

○ 経済課長(平良 晋君) 確かにそういうふうな話もあったようですが、林道事業で採択する場合におきましては、地域森林計画の中にそういう事業を設定しておかなければ出来ないという条項があります。そういう場合においても林道に隣接する30ha以上の森林地域ということで天然改良とか造林などの施業計画を伴うようなものでなければいけないという問題もあります。又、林道につきましては用地買収費がつかないわけです。

そういうことで特に大兼久の場合は、小面積の個人有地が沢山あります。そういうことで今後土地の問題も解決出来まして、来年度の森林計画の見直しに向けて出来る状態にあるのかどうかこれから区と話し合いをしてみたいと思います。

○ 1番(平良森雄君) 村長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○ 村長(新城繁正君) 林道として可能であれば、地域住民のコンセンサスが得られて間違いなく条件が整えますれば、そういう線で村としても対応していかなければいけないと考えていますので、これは地域住民のご協力をお願いしなければいかんと考えているわけです。

○ 3番(宮城功光君) 去った3月の豪雨によって塩屋で住居が半壊している現場を見て全部取り壊さなければならぬことを感じたと思いますが、村として何か対策を講じておりますか。

○ 村長(新城繁正君) 現場にまいりましてその実態を把握しておりますが、これまでど

う対応したかということにつきまして具体的に村としてそれに対応してございません。

○ 3番（宮城功光君） これは全部取り壊わさないと二次災害の恐れがあるために身内で片付けをしておりますが、それに対して村として救済の処置は出来ないか。

○ 村長（新城繁正君） このことにつきまして、現地を踏んで村として対応出来るのかと検討はしましたが、現行の条例からしますと村がそういうものに対応する義務はないようですが、これまでの対応としては主に社会福祉協議会が救済に当たってきたと、ところが今回の場合は、それにも該当しないという話でもって対応が出来なかったということですので、今これを救済するという事になりますれば、根拠がありませんのでお答え出来かねますが、今後その他の機関と調整してそのようなものに対応出来るような仕組みを他の団体との調整も図りながら検討してみたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） 先程資料をいただきまして目を通しますと田嘉里川喜如嘉川からの取水に伴う見返りの確認事項が記されているわけですが、この事業実施及び確認事項が出来るまでの経緯についてお聞きしたいわけです。

○ 村長（新城繁正君） お断わり申し上げておきたいと思いますが、お手元にお配りした資料はあくまで案でございますので、これは村が用意しているもののご理解いただきたいと思います。

現在のところこういう形で企業局を通して県には要請をしようと考えまして、今のところこれは村が主体にして県に対する要望として差し上げているというふうに受け取っていただきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） これについての企業局の返答なりがありましたですか。

○ 村長（新城繁正君） これにつきまして目下双方で調整をしていると、確認事項につきまして表現の上でどうだろうかという企業局側の意見もございます。それから要望事項の額につきましても企業局は前村長との間で大旨2億3千万円という枠内で調整をするという理解をしていると、ところがこれで上げている額はこれよりはるかに増額しておりますので、その辺についての調整ということで今のところ私も簡単には譲りませんと申し上げております。企業局としてはあれはある程度の目処であったんだということを主張しております、その辺の調整にもたついているんだとですから、具体的にこれに対する回答ということではなくして目下双方で調整をしているという段階です。

○ 13番（松島重克君） この資料から見ますと57年度から59年度までとなっております。57年度分は既に助成された事業もあるわけですが、各部落から上って来た要望事項の中から村が選択してこういう確認事項の中に入れておられるのか。

○ 村長（新城繁正君） 各部落からの要望の中から調整をしまして、部落の方に優先順位

をお聞きしまして調整をして、区長と調整をしてしぼられたものでございます。

○ 13番（松島重克君） これ等の事業を行うに当って事業主体は村ということになりますか。

○ 村長（新城繁正君） そのようになると思います。

○ 13番（松島重克君） 年度別の事業にナンバーが打たれているわけですが、これは優先順位になるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 必ずしもそういうことではないんですが、これは基金で対応しようということですので、企業局の答えとしては基金で対応出来ないという事項も入っているわけです。我々としてあえて取り下げないのは基金だけでは対応せよとは言っていないんだと、必ずしも順位ということではないんですが、今までの例からすると既に57年に出来ているもの、或いは次にやるべきものということで、そういうと順序ということになるかも知れませんがこだわってはいません。

○ 13番（松島重克君） ちまたのうわさではあるわけですが、事業を早くやる所はいいんですが事業が遅くなる所はひょっとして事業の助成額が残るかどうかというような話が聞かれるわけですが、その件について当局も関係部落が納得するような話をさせていただかないといかんと思います、その辺お伺いしておきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） そういうご心配もあろうかと思えます。企業局と話し合っておりますのは年度がずれたから事業が出来ないというものではございませんで、覚書が締結出来る条件が出来ましたらその枠は確保しますので、これはこの数字ではじき出ていますから、物価の変動につきましては双方で検討するという確認事項がございますので、多少の数字の変動はあっても事業には差し支えないとご理解いただければよろしいかと思えます。

○ 13番（松島重克君） 当局と企業局が総枠を話し合って煮詰ると、そうしますと今までに既に事業をなされた所はかなり金額が大きいでしょう。そうすると総枠からそれだけ持っていかれると残った所は十分やっていたかどうかという心配もあるようですが、その辺を関係部落が心配しないように十分なる説明も必要でないかと思っております、お伺いしているわけですが、その点について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） このような心配は確かに出て来ようかと思えます。

これは前の長から引き継いでやっているわけですから、全く無視するわけにはまいりませんが、我々としてはこれには拘束されないんだと、ようするに部落からの要望は最低これだけはやってくれということなんですから、それを削減するということはあり得ません。只、村からそれに加えて上げました要望があります。それは基金としてどうしてもなじまないということがありますれば、これは一応考えましょうということで、それから補助事業で導入

可能なものにつきましては起債等で対応出来ますので、補助事業で対応出来ないものにつきましては優先して上げて調整していこうという考え方でございますので、部落のことにつきましては基本的な姿勢として100%その中に入れると、村から出したものについて調整をする項目が2～3ありますので、それでもって調整しようと、最終的にどうしても調整出来ないというところ、村もどうしても下らないというところで今のところ行き詰っていると、ですから2億3千万円は示されたわけですが、我々としてはどうしても押し込めませんよと主張しているわけです。

又、その主張は通すつもりでございます。それをのんでまで覚書を締結するという考え方は持っておりません。

○ 13番（松島重克君） そういう趣旨を部落にもお話いただければそういう不安が取り除かれるのではないかと思います。

それから平南の本流についてはどうなっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） この覚書の標題は喜如嘉川、田嘉里川となっておりますが、かつて局長が議会においでになってこれまでの取水についても応分の保障をしましょうと、これは局長の独断で申し上げたことございまして、これまで我々も全く分らなかったわけです。従って平南と大保川について改めて要望事項を出させた経過がございます。従って平南につきましては津彼の要望として一緒に入っていると、ですから津波は4年も待されているということで我々としても早く妥結したいと考えているわけです。

○ 12番（前田貞四郎君） 幸地川橋より約100m上流の落差までの間の川底が下がっておりまして、道路側の護岸が崩壊しつつあり非常に危険であります。そこは人の往来が多くて人家と道路に被害が及ばない内に河川工事をすべきだと思いますがどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 担当課ではその位置の確認は出来ていたようでして、予算的なものもありまして、これは村管理の河川ということで補助事業では出来ないということでありますので、一般財源で対応する以外はなかるうと、建設課の方でどの程度で現状を維持出来るかと検討をしているところでありますので、それが出て来た時に財政的な問題もございしますので、対策を講じていきたいと思っております。

○ 4番（知念亀次郎君） 遊休農地を貸すと所有者に対して流動化奨励金が交付されますが、本村においての利用状況についてお伺いいたします。

○ 経済課長（平良 晋君） 本事業は56年度から実施しているわけですが、奨励金を10アール当り6年未満につきましては1万円、6年以上につきましては2万円、56年度は5部落で151件で20.35ha、57年度は9部落で81件で10.22haとなっております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩 (午前11時50分)

再 開 (午後 1 時04分)

- 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。
- 13番 (松島重克君) 当時は助役をなされていたので、時の長の考えの枠内での発言であったかと思えます。そこで現在長としての村内の焼物産業についての考えについて伺いしたいと思います。
- 村長 (新城繁正君) 北部定住圏計画の中でもユニークな発想だということで県においてもその計画を採用していきたいということで、協議の中で進められているわけですし、私としても今後陶芸関係の育成を進めていく必要があると考えております。
- 13番 (松島重克君) この焼物産業につきましては前村長はかなり前面に打ち出しておられたわけですが、最近は所信表明あたりでも見られなくなっているわけです。この焼物産業につきましては、新聞記事が大きく出ているわけですが、この記事が載った経緯がよく分からない誰が取材に応じたか分からない、今考えると大変でためな答弁をしておると、他の方々は長がそう言うから言えなくてだまっておられるか分かりませんが、つい最近職をしりぞかれたためか忘れておりましたという答弁を特別委員会で受けてあきれて物が言えないわけでありまして。又、撤去命令が出されているわけでありまして、2回も出しても相手が動かないと、又、特別委員会でいろいろお話を聞きますと担当職員と上層部の間にちぐはぐがあると、担当職員がやっていることを上層部が知らないということが余りにも多過ぎる。こういうことがいろいろな問題をかもし出したのではなかろうかと思うんです。

そしてかなり具体的なものがあるにもかかわらず構想がないと言われておられる。構想がないのにああいう記事として新聞に載るかということになるんですね。あれを構想と言わず何と言うかということになるんですね。実際はあれは構想なんです。それに基づいて採土場の試掘が行われ、あの地域を払い下げ地域から外そうということになっているんですね。そこで新しく村長が変わられておりますので聞くわけですが、過去のそういうまずい考え方、或いはやり方というものを継承されていくのか。或いはこれからはもっとしっかりした構想なり計画を立て改めて焼物産業に取り組んでいこうとされているのかお聞かせ願いたいと思います。

- 村長 (新城繁正君) ご指摘のように過去の焼物産業につきましては私共も議会でいろいろ質疑等も受け承っているわけですし、確かにおっしゃるような答弁もあったことは事実でございます、その当時の職務を通してその辺については十分に意思の疎通を図るべきであったと考えております。

今後の焼物をどうするかということですが、村が要求して定住圏計画の中に県が採択しよ

うということになっています。これは国の補助事業でございますので、国との調整もそれについているわけです。具体的にはこれから年次的な計画に入るわけですが、過去は過去でいろいろ問題は残っているわけですが何時までもそれにこだわってこれからの焼物構想にブレキになるということになりますれば折角打ち出したのが本村では何も出来ないということになりかねませんので、我々としては勿論過去の経緯も十分踏まえながら、これから具体的に定住圏構想の中で進める焼物構想というものにつきましては、十分検討して県や国にしっかりした足場を見せると、心気一転をして臨む必要があるというふうに考えているわけでございます。

○ 12番（前田貞四郎君） 同線は喜如嘉の産業道、又は通学道として非常に重要な道路となっていますが、急カーブが多く舗装もされていないために危険な場所が多いわけですが、その整備計画はどうなっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 今年度予算にも安全維持の面から多少の予算は措置されておまして、過疎対策の中で採択されるか所は腰間線が残っているわけです。これは59年度で過疎債を導入して行う事業でありまして、次年度からは本格的な改修工事を考えております。

○ 1番（平良森雄君） 沢山問題を提起しましたけど申し訳なく思っています。

運動場周辺の排水溝については予算に計上され施工する段階に来ていると思いますが、これの時期は何時頃になるのか。それと残った分についての排水について何時頃出来るのか。

○ 教育長（平良作義君） 今年度予算に計上されています310mにつきましては、近日中に発注する準備をしております。

残った150mについては来年度の津波校の改築工事と見合わせながら予算措置に努力していきたいと思っております。

○ 1番（平良森雄君） 次に通学バスについてですが、早番と遅番があるわけですが、早番は先生方もいない中で45分程の時間があるわけです。今、全国においても非行問題があり本校においても例外ではないわけです。

私が心配するのは朝の早い時間に非行の芽が出て来るし、喫煙とかが起っているということも聞いています。生徒の非行防止という面から大事な問題だと思うわけです。そういうことから同じ時間帯に登校出来るようにやっていただきたいと思うわけですがどうですか。

○ 教育長（平良作義君） 田嘉里と謝名城の間のカーブが急で大型では安全運転が出来ないということで中型になったと聞いています。それから早番で出校して来た生徒の生活指導で先生方も困っておられるということは、先月の校長会でも聞いているわけですが、1回でやって残った生徒のバス賃補助の予算的な面が出来ないので現在のところ2回以外は考えられないのではないかと思います。

- 1番（平良森雄君） 1台に乗れない生徒は10名内だと思うんですが、民間に委託するとか、役場のマイクロバスを利用出来ないですか。
- 教育長（平良作義君） 委託をするかどうか事務局でも話し合いをやったわけですが、6km以上の所に補助がなされるということで、委託をしますと大保、押川、江洲とのかかわりもありまして、村全体の通学に要する財源というのは到底考えられず、今年度は現在どおりやっていきたいと思います。
- 1番（平良森雄君） 校内の水道設備は何時頃村営水道から出来る予定ですか。
- 教育長（平良作義君） 建設課の話によりますと9月頃に設備する予定ということです。
- 1番（平良森雄君） 子供達のケガや病気の時に先生方の自家用車で送ってもらっているわけですが、運搬費の予算計上は出来ないものか。
- 教育長（平良作義君） これも校長会で聞いておりますが、去年は7千円計上されていたわけですが、今回はバス賃足らずの金額ではあります補正出来なくて、今後は努力して現場の先生方に応えるよう努力したいと思います
- 議長（玉城一昌君） これをもって一般質問を終結いたします。
これより日程第2 陳情第12号を議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午後1時54分）

再 開（午後4時22分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することに決しました。

これをもって昭和58年第7回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後4時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（2番） 金 城 隆 好

署名議員（3番） 宮 城 功 光